

● 森と湖は私たちの大事な宝物 ●

森林湖沼環境税

(令和4年度～令和8年度)

森林は、水源のかん養や県土の保全、地球温暖化の防止など、私たちの暮らしを守る大切な機能を有しています。また、湖沼・河川は、飲料水などの水源やレクリエーションの場として、私たちに様々な恵みをもたらしています。

茨城県では、県民共通の財産である森林や湖沼・河川を良好な状態で次世代に引き継いでいくため、平成20年度に「森林湖沼環境税」を創設し、森林の保全・整備や湖沼・河川の水質保全に取り組んでいます。



茨城県

森林の保全・整備

- 自立した林業経営により、適切な森林整備と森林資源の循環利用を推進します。
- これにより、森林の公益的機能の持続的な発揮とカーボンニュートラルの実現に貢献します。

森林整備の推進



主伐後の再造林



間伐

林業経営体の育成



高性能林業機械の導入

県産木材の利用促進



建築物の木造化、木製品の導入

海岸防災林の保全



広葉樹等の植栽

森林環境教育の推進

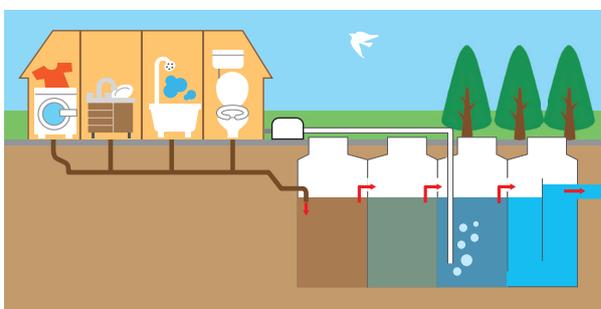


中学生による間伐体験

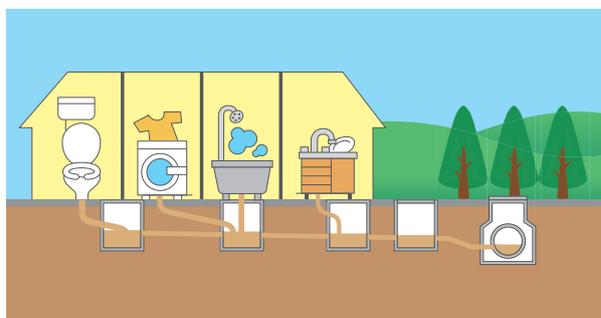
湖沼・河川の水質保全

- 霞ヶ浦の水質浄化対策を重点的に実施し、着実に水質改善を図ってまいります。
- 生活排水対策、コンビニや飲食店等の排水対策、畜産対策などの水質浄化対策を重点的に実施します。
- 湖上体験スクールによる環境学習や市民団体への補助などを実施します。

生活排水対策



高度処理型浄化槽の設置促進



下水道・農業集落排水施設への接続促進

工場・事業場対策



コンビニ、飲食店等への
重点的な指導

畜産対策



良質堆肥の広域流通

県民意識の醸成



環境学習の実施



市民団体活動等への補助

森林湖沼環境税のしくみ

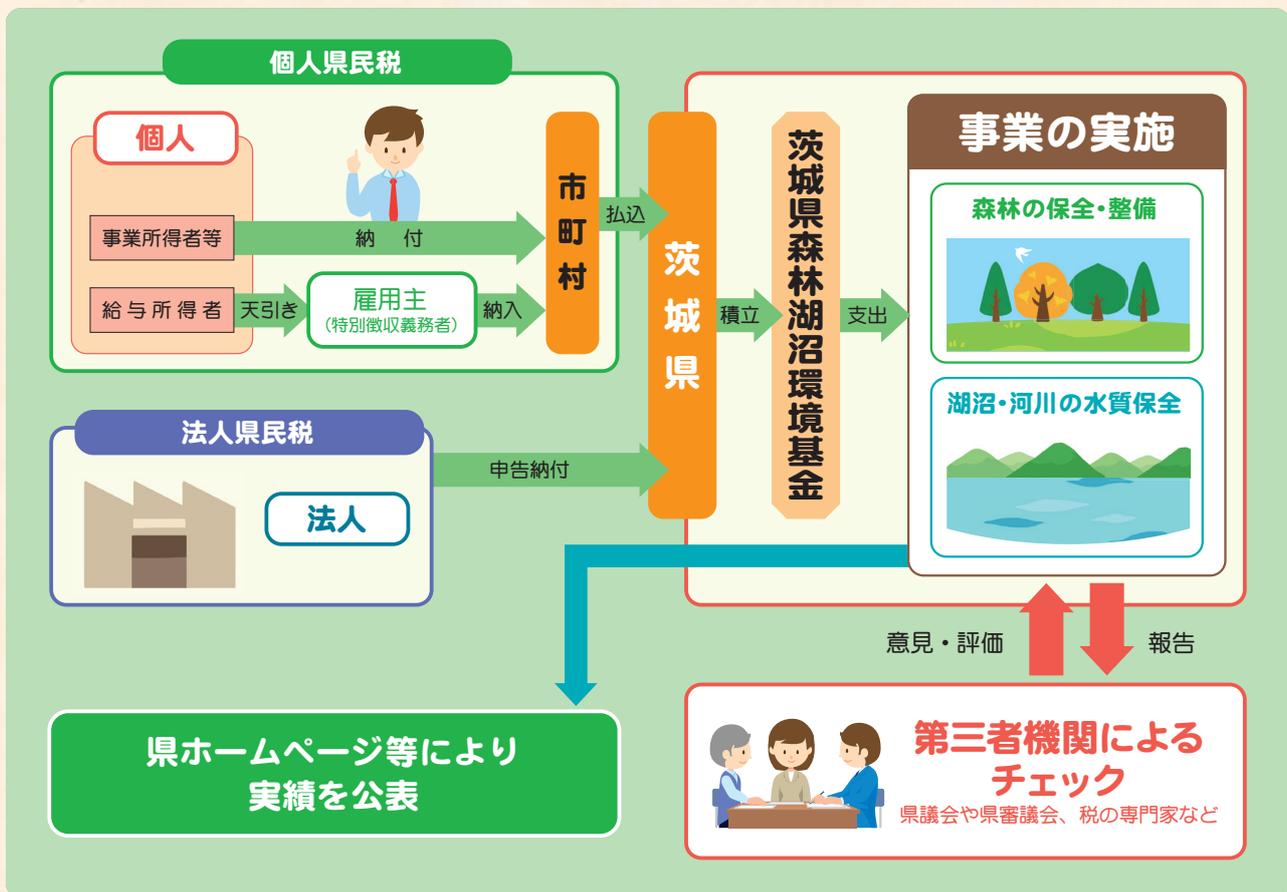
| | | |
|-------|----------------|----------------|
| 納める人 | 茨城県内に住所等がある個人* | 茨城県内に事務所等がある法人 |
| 納める額 | 1,000円/年 | 県民税均等割額の10%/年 |
| 納める期間 | 令和4年度から令和8年度 | |

※個人県民税均等割を納める人と同じです。

次の方は、個人県民税均等割が課税されないため、森林湖沼環境税も課税されません。

- ① 生活保護法による生活扶助を受けている方
- ② 前年中の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の方
- ③ 前年中の合計所得金額が135万円以下の障害者、未成年者、寡婦またはひとり親の方

納税から事業実施までの流れ



森林湖沼環境税に関するお問い合わせ先

| | | |
|---------------|------------------|-----------------|
| 税の仕組みに関すること | 総務部税務課 | 電話 029-301-2418 |
| 税の使いみち(森林) | 農林水産部林政課森づくり推進室 | 電話 029-301-4021 |
| 税の使いみち(湖沼・河川) | 県民生活環境部環境対策課水環境室 | 電話 029-301-2968 |

森林湖沼環境税ホームページはこちら

茨城県森林湖沼環境税

検索